

# 生活保護と社会的養護の現状について ①障害と生活保護

- 社会的養護のもとを巣立った人たちは同年代(15歳から24歳)の18~19倍の生活保護受給率となっている(図1)
- 社会的養護の元で暮らす子どもたちの心身の状況は平均すると48.1%が該当(障害等)がある(図2)
- 母子生活支援施設で生活する母子世帯のうち54.8%が生活保護を受給中(図3)

社会保障審議会生活困窮者自立支援  
及び生活保護部会(第19回)  
令和4年8月24日 資料4

## 児童の心身の状況について

「児童養護施設入所児童等調査の概要」(平成30年2月1日現在)厚生労働省子ども家庭局 令和2年1月

■該当(障害等)あり ■該当(障害等)なし

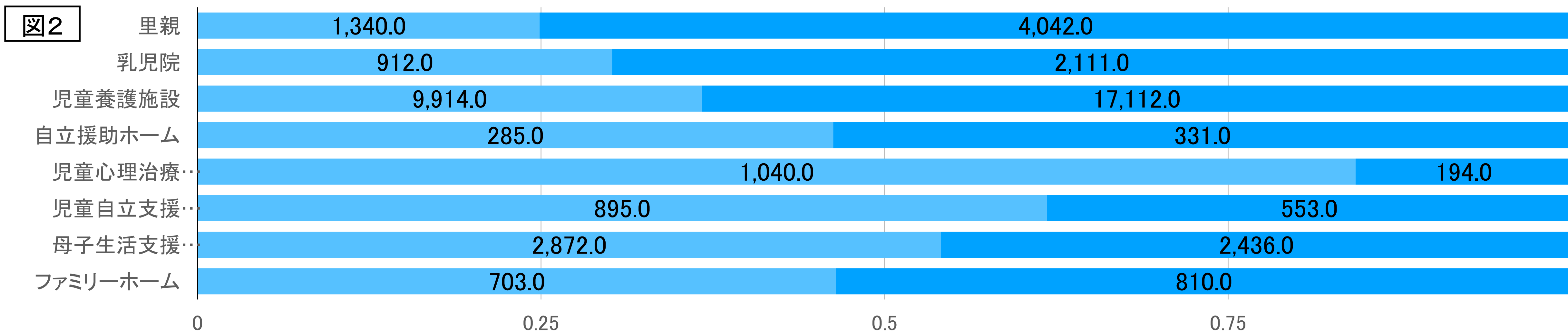


表8 生活保護率の比較

データ	退所者受給率	自治体受給率 <sup>15)</sup>	退所者受給率/自治体受給率	自治体20代受給率 <sup>16)</sup>	退所者/自治体20代平均
二次					
東京都保健福祉局(2011)	7.9%	1.95%	4.05	0.36%	21.70
大阪市(2012)	23.5	5.68	4.14	1.24	18.82
静岡県児童養護施設協議会(2012)	2.9	0.86	3.37	0.19	14.92
埼玉県福祉部子ども安全課(2013)	6.3	1.28	4.92	0.30	20.36
一次					
有村ら(2013)(全国)	6.64			0.37	17.95

	世帯数	%
生活保護を受けている	1,608	54.8
生活保護を受けていない	1,305	44.5
無回答	22	0.7
計(本体施設の現員世帯)	2,935	100.0

図1 社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション  
一二次分析による仮説生成と一次データからの示唆 一永野咲、有村大士2013年

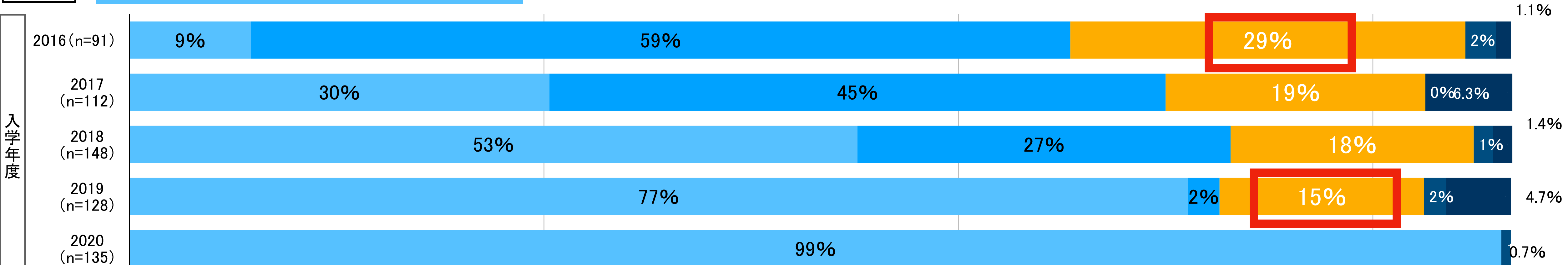
図3 令和2年度全国母子生活支援施設実態調査 報告書  
令和3年6月 全国母子生活支援施設協議会

# 生活保護と社会的養護の現状について ②進学と中退

○2019年度の進路大学等進学者のうち、進学後1年3カ月が経過した時点で14.8%が中退  
 進学後4年3カ月が経過した時点では、28.6%が中退(図1)

○進学先を中退した人はその後の就労率が64.4%、就労者のうち非正規雇用が48.1%と半数近くを占める(図2)

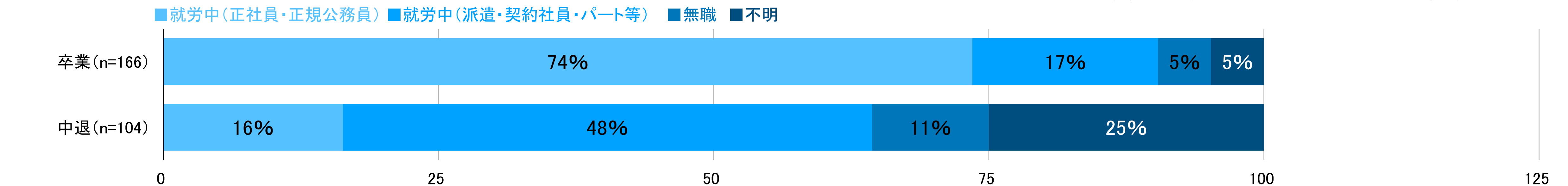
図1 進学者の2020年6月現在の状況



注)文部科学省(2014年9月)「学生の中途退学や休学等の状況について」中途退学者の総数は、全学生数(中途退学者、休学者を含む)2,991,573人のうち79,311人(2.7%)

図2 進学先の中退または卒業した退所者の2020年6月現在の状況

図1、図2)全国児童養護施設 退所者トラッキング調査2020  
 認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル 2020年11月



# 生活保護と社会的養護の現状について ③離職率

○平成17年4月～平成27年12月に退所した者のうち、児童養護施設退所者は最初に就いた仕事を1年以内に50.1%離職、自立援助ホーム退所者は54%離職している

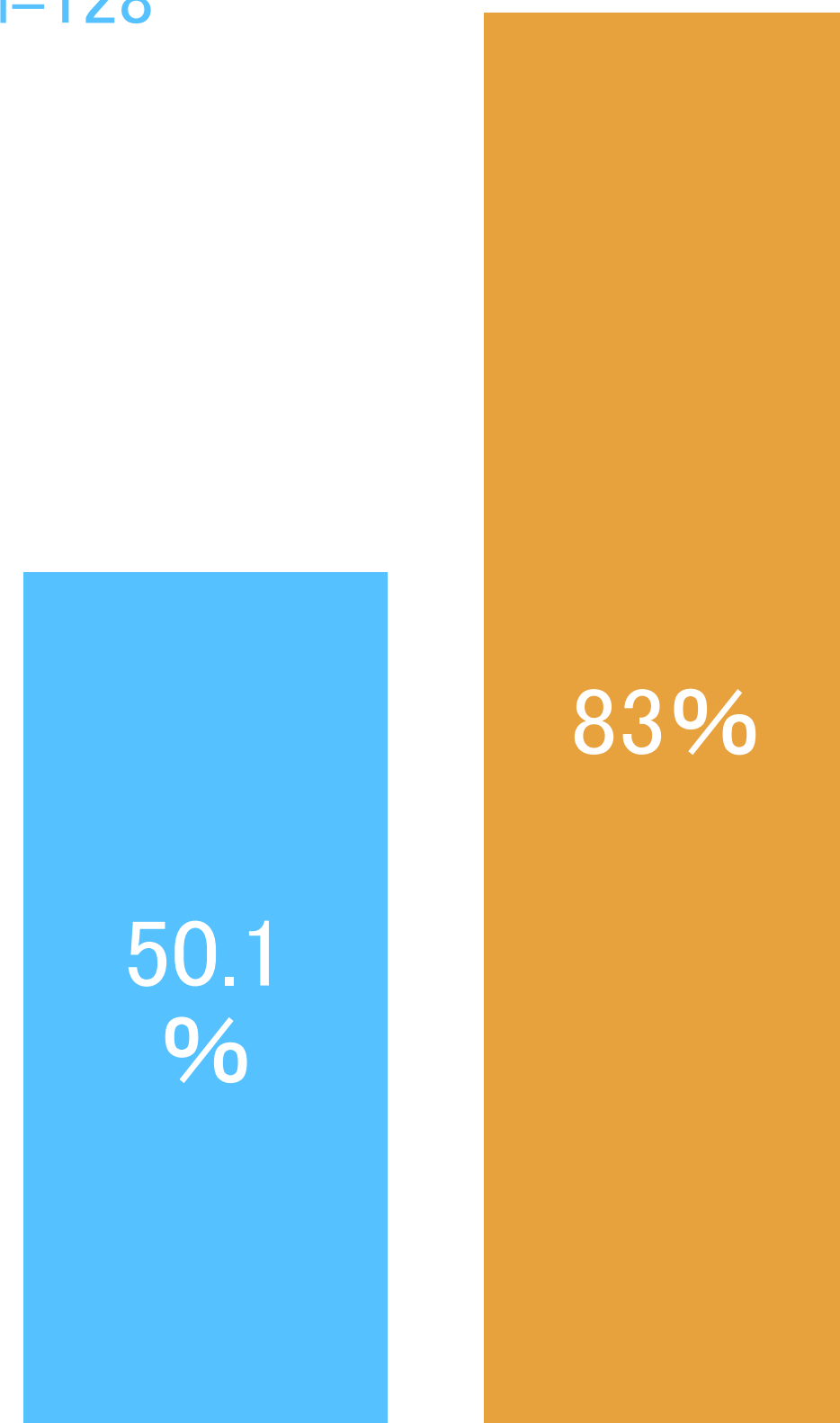
○全高卒者、全大卒者と比較しても2.5倍高い離職率となっている

東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書(全体版) 平成 29年2月 東京都福祉保健局

新規学卒就職者の離職状況(平成 29年3月卒業者の状況) 厚生労働省人材開発統括官

## 児童養護施設退所者

n=128

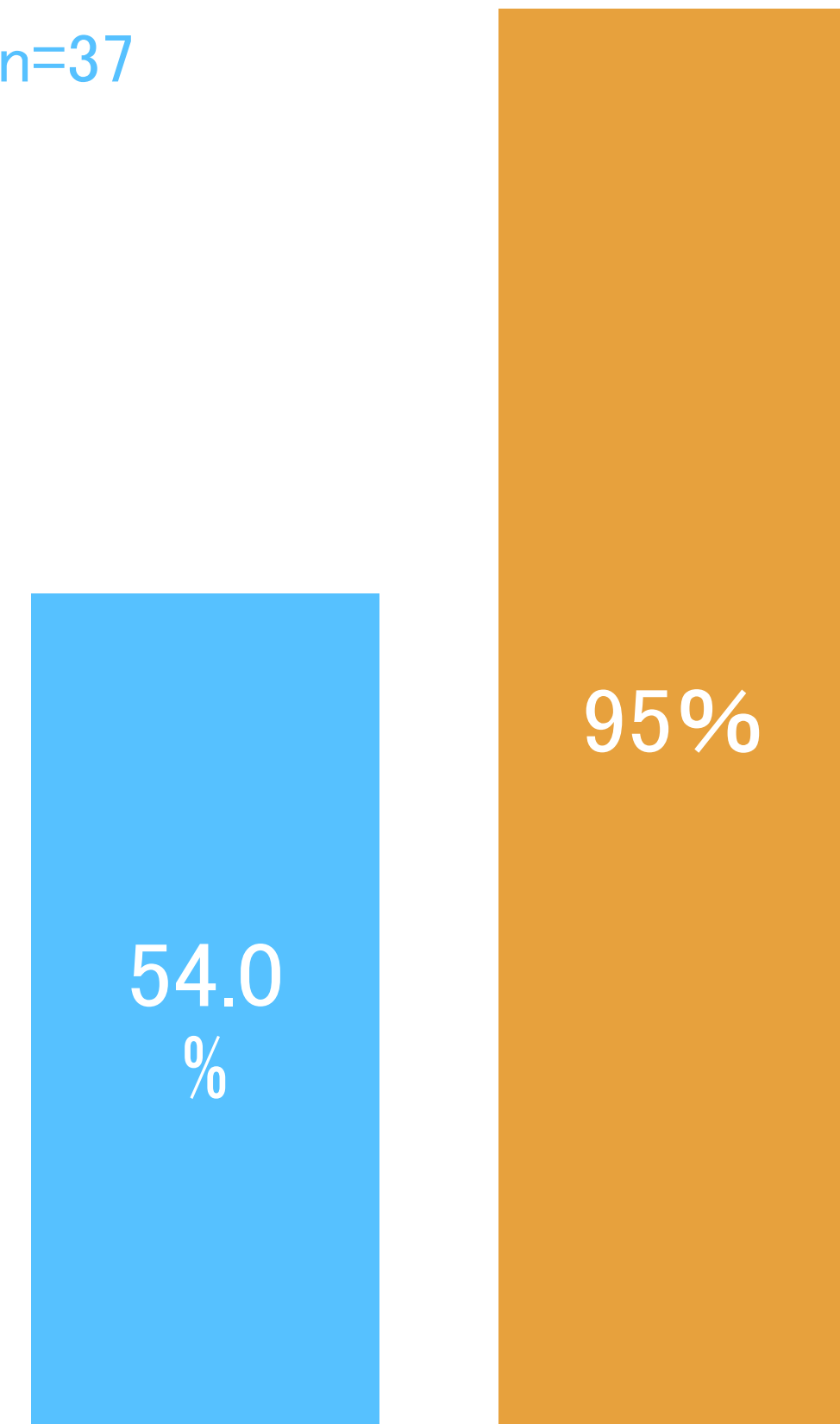


■1年以内

■3年以内

## 自立援助ホーム退所者

n=37

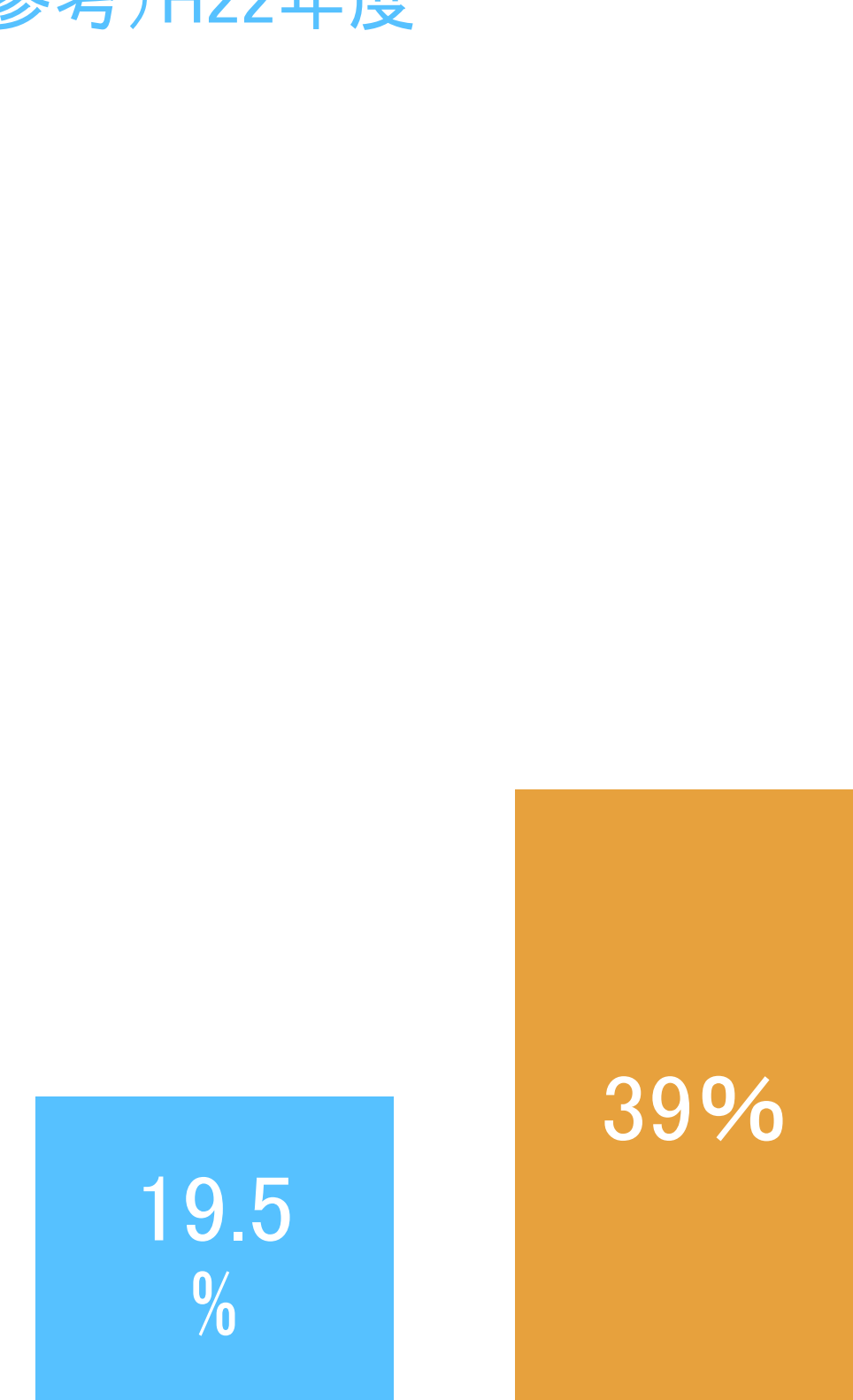


■1年以内

■3年以内

## 高卒者

参考)H22年度

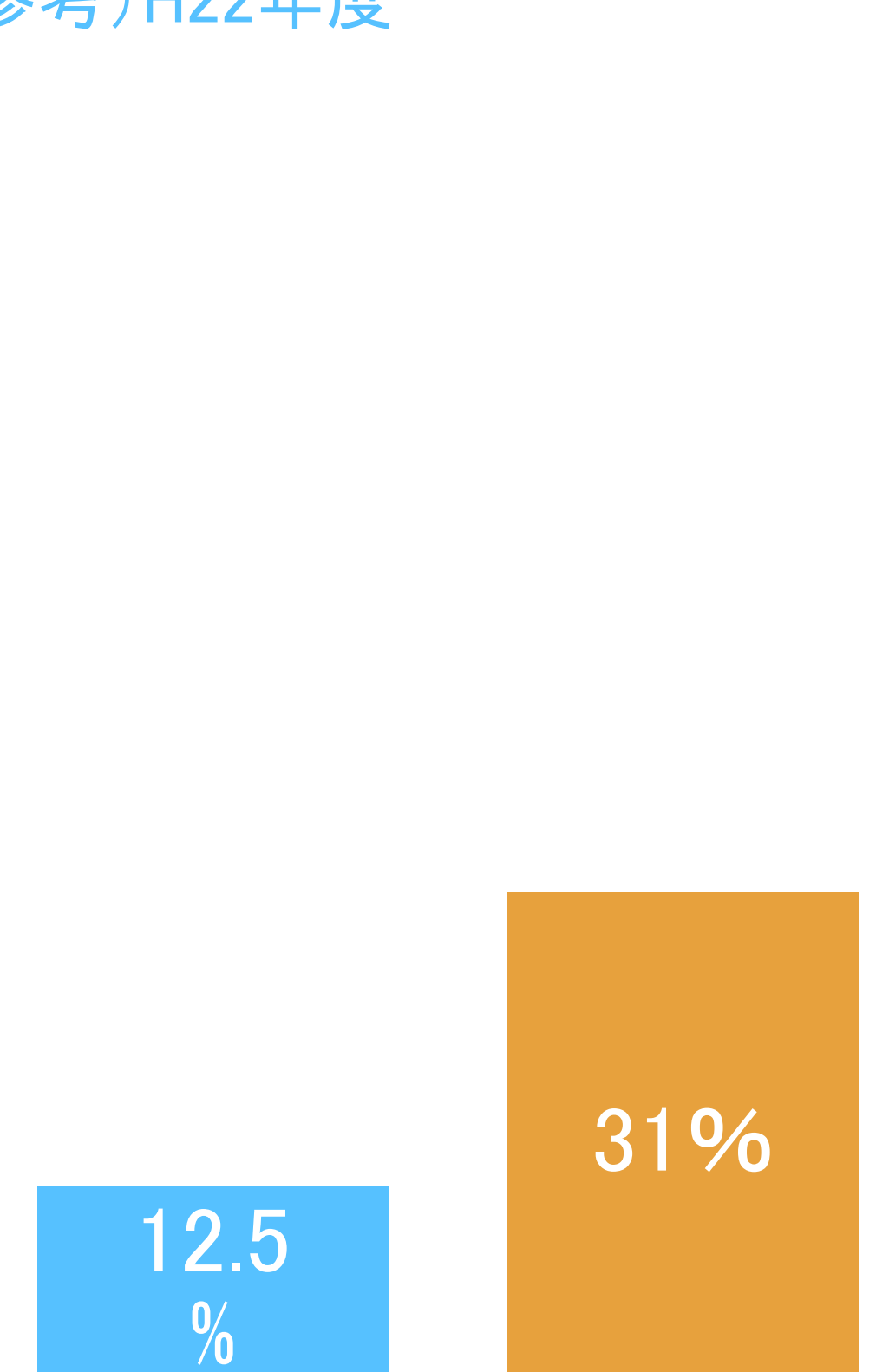


■1年以内

■3年以内

## 大卒者

参考)H22年度



■1年以内

■3年以内

# 生活保護と社会的養護の現状について ④連携制度

令和6年4月施行予定 改正児童福祉法

(社会的養護自立支援拠点事業の創設) また、施設入所していた児童等については、頼れる保護者がいないことも多く、施設退所等した児童等のうち、4年制大学に進学した者の2割程度が中退しており、就職した児童等の約1割が3か月で離職しているなど、施設等退所後の生活において課題や不安を抱えている児童等が存在しているため、施設等を退所した児童等に対しても相談支援や居場所の提供等の支援が必要となっている。

こうした施設等を退所した児童等のみならず、児童相談所等へ一時保護されたものの措置には至らず、在宅指導等のみを受けた児童等に対して、  
・相互交流の場の提供、  
・自立した生活に関する情報提供、就労に関する相談支援や助言、  
・関係機関との連絡調整等を実施する場所として社会的養護自立支援拠点事業を創設することにより、自立支援の提供体制の強化を図ることとする。なお、対象となる児童等の具体的な考え方については、改正児童福祉法施行までに国として一定の考え方を示す予定である。

また、社会的養護自立支援拠点事業は支援を希望する児童等からの申込に対して事業者が応じる形で事業が提供されることを基本とするが、自発的に事業を利用しない児童等に、都道府県は、市町村、福祉事務所長及び児童相談所長から事業の実施が適当である旨の通知を受けた場合に、必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業の実施の利用を勧奨しなければならないこととする。

なお、自立生活援助事業の改正と社会的養護自立支援拠点事業の制度化の他、自立支援の体制の強化を図るため、措置解除者等の実態把握及び自立支援について、都道府県が行わなければならない業務として明確化することとする。

改正法案における自立支援に資する事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、自立支援の提供体制の強化は急務であるため、施行を待たずに、自立支援の提供体制の強化が可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に資する事業や社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に資する事業を計上しているため、事業の積極的な活用に向けて検討いただきたい。